

## 琵琶湖敷地の占用許可基準に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川管理者 滋賀県知事

琵琶湖敷地の占用許可基準（以下「基準」という。）第20条第1項の規定に基づき、都市および地域の再生等のために利用する施設が占用することができる琵琶湖敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を次のとおり指定する。

### 1 都市・地域再生等利用区域

#### (1) 指定範囲

一級河川琵琶湖の河川区域の内、大津市打出浜から大津市におの浜一丁目までの区域で、別図に示す区域

#### (2) 指定年月日

令和3年9月29日

### 2 都市・地域再生等占用方針

#### (1) 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設（基準第20条第3項各号に定める施設のうち、以下の施設）

①広場

②イベント施設

③遊歩道

④上記①～③に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、  
広告版、広告柱、照明・音響施設、切符売場、案内所等

⑤日よけ板

⑥船上食事施設

⑦突出看板

⑧その他都市および地域の再生等のために利用する施設

（船上のイベント施設、飲食店、売店等）

#### (2) 許可方針

ア 占用期間は令和3年10月から同年12月までのうち3か月未満とする。

イ 基準第9条の規定に基づき「琵琶湖敷地の占用方法の基準」に適合すること。

ウ 河川管理者が付した許可条件を遵守すること。

エ 都市公園法、都市計画法、港湾法、大規模小売店舗立地法、滋賀県琵琶湖等水上安全条例その他の関係法令を遵守すること。

オ 漁業権に基づく漁業の操業に支障のないよう配慮すること。

カ 施設の色彩、デザイン、装飾、照明等は、琵琶湖の景観に配慮したものとする。

キ 施設は、キャバレー、バー、ナイトクラブその他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける営業のために使用してはならない。

- ク 棧橋または斜路は、モーターボート、推進機関を有するヨット、水上オートバイその他の推進機関を有する船舶の利用に供されないように管理すること。
- ケ 施設およびその周辺の水草等の漂流漂着物の除去等の環境整備は都市・地域再生等占有主体において行うこと
- コ 施設の利用に伴う騒音、交通渋滞、ごみ、迷惑行為等に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占有主体において解決すること。
- サ 催物を実施する場合は、滋賀県警察本部地域安全部地域課に事前に照会すること。
- シ なぎさ公園周辺はピワイチのルートになっているため、歩行者とサイクリストとの安全対策に十分配慮すること。
- ス 湖上の浮体物が漂流することのないよう、流出防止対策を取ること。特に、荒天が予想される場合は、事前に撤収するなどの措置を取ること。
- セ 湖上の施設には、転落防止のため「港湾環境整備施設技術マニュアル」に準じ、転落防止柵を設けること。
- ソ 占有期間終了後、都市・地域再生等占有主体が土地の原状回復義務を履行しない場合は、大津市がその義務を履行する責任を負うこと。
- タ 占有期間終了後3か月以内に、「琵琶湖敷地の利用調整に関する大津市平野学区地域協議会」に対し、次の事項について報告すること。
  - ①利用者数、売上高その他施設の利用状況
  - ②施設の利用に伴い生じた課題およびその対策
- チ 施設の利用を変更しようとするとき、または施設を譲渡し、もしくは廃止しようとするときは、あらかじめ「琵琶湖敷地の利用調整に関する大津市平野学区地域協議会」の承認を受けること。
- ツ 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大が懸念される場合は、施設の利用を休止することを含め、万全の感染防止対策を講じること。
- テ イベント開催時に、施設およびその周辺水域に多数の船舶が来航することや、それにより、大津港を利用する船舶の航行に支障が生じることや、事故が起きることのないよう適切に管理すること。

### 3 都市・地域再生等占有主体

琵琶湖畔利活用運営委員会（基準第20条第4項第2号に該当する事業者）